

出向者通信



No.12

2021年11月16日
J R 東海労働組合

**「新たな出向はない！」 「定年まで
人事課勤務で勤務免除とする」 「専
任社員としての職場は白紙で未定」
「いつ通知できるかわからない」**

(11月15日第3回審尋での会社側弁護士)

Fさんは、9月16日より「54歳原則出向での出向取り消し」を求めて裁判で闘っています。

11月15日、第3回審尋があり、すでに情報等で報告しているようにFさんへの出向は11月16日付けで取り消しの発令を勝ち取っています。

今回の裁判で会社側弁護士は「新たな出向はない。定年まで人事課勤務で勤務免除とする」ことを明らかにしました。しかし「専任社員としての職場は白紙で未定である」「いつ通知できるかわからない」と無責任な対応でした。新たな出向がないとなれば、12月からの再雇用先はJRの職場となります。54歳原則出向で運輸所から出したのであり、出向を取り消し新たな出向がないのであれば運輸所に戻るのが当たり前です。組織破壊を意図した原則出向であり、戻したくないとする会社の意志がここに示されています。

出向取り消しを勝ち取ったことから裁判上では訴えの根拠がなくなり、今回の審尋で終わりとなりますが、今後とも運輸所に戻るための闘いは継続していきます。

この間皆さんからの裁判へのご支援ありがとうございました。また、今後ともご支援よろしくお願ひします。

**私たちJR東海労は、決して泣き寝入りせず出向先での問題や労働条件改善に向けて取り組んでいきます。
皆様のご意見・ご相談をお待ちしています！**